

# 石川県弓道連盟表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県弓道連盟規約第22条の規定により、石川県弓道連盟表彰に関し必要な事項を定める。

(表彰の種類・基準)

第2条 被表彰者は、次の各項に該当する者であること。なお、第2項及び第3項については、当該年度を選考対象期間とする。

(1) 功労者

過去5年間以上継続して地域の弓道発展に尽力し、加盟団体の運営や選手の養成に功績の

あった個人

(2) 優秀団体及び優秀選手

①別表に掲げる全国規模の大会において3位以内の成績を収めた団体及び個人

②全日本弓道連盟が指定する優秀地連得点の対象となる大会において入賞した個人

(3) 最優秀団体及び最優秀選手

前項で複数大会に入賞を果たした団体及び個人

※別表を添付

(表彰の決定)

第2条 被表彰の団体及び個人の選考については、理事長が推薦し、理事会に諮って決定する。

(表彰)

第3条 団体及び個人の表彰は、評議員会の席上において行う。ただし、功労該当者については必要

と認められたとき理事会に諮り表彰する。このほか緊急を要する場合はただちに表彰する。

(第5条 「規程の改廃」を削除)

附 則

- 1 この規程は、昭和62年2月8日から適用する。
- 2 平成5年2月7日 一部改正
- 3 平成7年2月5日 一部改正
- 4 平成18年4月15日 一部改正
- 5 平成24年4月1日 一部改正
- 6 平成25年4月1日 一部改正